

## 所得税及び町県民税の各種控除額表

税別 項目	所得税	町県民税（住民税）	
専従者控除 (年間6ヶ月超従事者)	白色申告の場合次のうち①②のいずれか少ない金額 ①a.配偶者である事業専従者：86万円、b.その他の事業専従者：50万円 ②所得金額÷(専従者の数+1)		
雑損控除 ※	次の①②のいずれか多い金額 ①損失額-補てん金-総所得金額の10% ②災害関連支出の金額-5万円		
医療費控除 ※ ・「医療費控除の明細書」が必要 ・セルフメディケーション税制対応の場合 は上記書類に併せて「一定の 取組」の書類が必要	次の①②両方に該当するときは、いずれかを選択 ①医療費控除（最高200万円） 医療費-補てん金-10万円*（*総所得金額が200万円未満の場合はその5%） ②医療費控除の特例（最高8万8千円） 医薬品等（セルフメディケーション税制対象商品のみ）購入費-補てん金-1万2千円		
社会保険料控除	社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等などの支払額 ※		
小規模企業共済等 掛金控除 ※	小規模企業共済、確定拠出個人型年金、心身障害者扶養共済などの掛金		
生命保険料 ※	【旧制度】 ①一般生命保険料、 ②個人年金保険料 に区分しそれぞれ につき計算	支払額 ~25,000円 控除額 支払額全額 支払額 25,001円~50,000円 控除額 支払額×1/2+12,500円 支払額 50,001円~100,000円 控除額 支払額×1/4+25,000円 支払額 100,001円~ 控除額 50,000円	支払額 ~15,000円 控除額 支払額全額 支払額 15,001円~40,000円 控除額 支払額×1/2+7,500円 支払額 40,001円~70,000円 控除額 支払額×1/4+17,500円 支払額 70,001円~ 控除額 35,000円
		各保険料控除合計適用限度額 (①+②) 100,000円	
		70,000円	
地震保険料控除 ※	【新制度】 (平成24年1月1日 以降契約) ①一般生命保険料、 ②介護医療保険料、 ③個人年金保険料 に区分しそれぞれ につき計算	支払額 ~20,000円 控除額 支払額全額 支払額 20,001円~40,000円 控除額 支払額×1/2+10,000円 支払額 40,001円~80,000円 控除額 支払額×1/4+20,000円 支払額 80,001円~ 控除額 40,000円	支払額 ~12,000円 控除額 支払額全額 支払額 12,001円~32,000円 控除額 支払額×1/2+6,000円 支払額 32,001円~56,000円 控除額 支払額×1/4+14,000円 支払額 56,001円~ 控除額 28,000円
		各保険料控除合計適用限度額 (①+②+③) 120,000円	
		70,000円	
寄付金控除 ※	① 地震保険料 ② 旧長期損害保 險契約 ①②両方ある場合 ひとつの契約で①②両方に該当するときは、どちらか一方の選択	支払額（限度額50,000円） 支払額 ~10,000円 控除額 支払額全額 支払額 10,001円~20,000円 控除額 支払額×1/2+5,000円 支払額 20,001円~ 控除額 15,000円	支払額×1/2（限度額25,000円） 支払額 ~5,000円 控除額 支払額全額 支払額 5,001円~15,000円 控除額 支払額×1/2+2,500円 支払額 15,001円~ 控除額 10,000円
		それぞれの控除額の合計額 控除限度額50,000円	
		控除限度額25,000円	
		(特定寄付金の額または所得額の40%のいずれか少ない額)-2,000円 一部の寄付金については、税額控除が適用されます。詳しくは申告時にお尋ねください。町県民税については税額控除となります。	

※印の控除については、証明書等の添付または提示が必要です。

## ◎配偶者控除及び配偶者特別控除について

配偶者の合計所得金額が 58 万円以下の場合一定額の控除を受けることができます。これを配偶者控除といいます。ただし、配偶者が事業専従者の場合、配偶者控除受けることができません。

合計所得金額が 58 万円以下の配偶者（事業専従者を除く）がいる場合に適用される配偶者控除は納税義務者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると本来の控除額から段階的に引き下げられ、1,000 万円を超えると適用はありません。

配偶者の合計所得金額が 58 万円を超えると、配偶者控除が適用にならない場合でも、配偶者の所得金額に応じて一定額の控除を受けられる場合があります。これを配偶者特別控除といいます。配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額に応じて次の表のようになります。

また、納税義務者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると、本来の控除額から段階的に引き下げられます。（合計所得金額が 1,000 万円を超える納税義務者は、配偶者特別控除の適用はありません。）

なお、同一生計配偶者が他の扶養親族に当たる場合はいずれかにのみ適用されますので重複とならないようご留意ください。

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額					
		900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
		【参考】 給与収入に 換算した金額	1,095 万円以下	所得税	町県民税	所得税	町県民税
配偶者控除	58 万円以下	123 万円以下	38 万円	33 万円	26 万円	22 万円	13 万円
	老人 <sup>※1</sup> 控除 対象配偶者		48 万円	38 万円	32 万円	26 万円	16 万円
配偶者特別控除	58 万円超 95 万円以下	123 万円超 160 万円以下	38 万円	33 万円	26 万円	22 万円	13 万円
	95 万円超 100 万円以下	160 万円超 165 万円以下	36 万円		24 万円		12 万円
	100 万円超 105 万円以下	165 万円超 170 万円以下	31 万円	31 万円	21 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	170 万円超 175 万円未満	26 万円	26 万円	18 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	175 万円超 180 万円未満	21 万円	21 万円	14 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	180 万円超 185 万円未満	16 万円	16 万円	11 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	185 万円以上 190 万 3,999 円以下	11 万円	11 万円	8 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	190 万 3,999 円超 197 万 1,999 円以下	6 万円	6 万円	4 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	197 万 1,999 円超 201 万 5,999 円以下	3 万円	3 万円	2 万円	2 万円	1 万円
	133 万円超	201 万 5,999 円超	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

※1（老人）：70 歳以上の人（昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた人）

## ◎特定親族特別控除について

特定親族特別控除は、生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の合計所得金額が 58 万円を超える扶養親族に該当しない者（以下「特定親族」といいます。）に該当しない場合でも、対象者の所得金額に応じて一定の所得金額に応じて一定の所得控除が受けられます。

なお、特定親族とは違い、特定親族特別控除の対象は納税義務者の扶養ではありません。

	特定親族（子ども等）の合計所得金額	【参考】給与収入に換算した金額	所得控除の額	
			所得税	町県民税
特定親族特別控除	58 万円超	123 万円超	63 万円	45 万円
	85 万円以下	150 万円以下		
	90 万円以下	155 万円以下	61 万円	45 万円
	95 万円以下	160 万円以下	51 万円	45 万円
	100 万円以下	165 万円以下	41 万円	41 万円
	105 万円以下	170 万円以下	31 万円	31 万円
	110 万円以下	175 万円以下	21 万円	21 万円
	115 万円以下	180 万円以下	11 万円	11 万円
	120 万円以下	185 万円以下	6 万円	6 万円
	123 万円以下	188 万円以下	3 万円	3 万円
	123 万円超	188 万円超	0 円	0 円

（その他控除額表）

項目	税別		所得税	町県民税
ア. 扶養親族	一般の扶養親族		380,000 円	330,000 円
	特定扶養親族 <sup>※2</sup>		630,000 円	450,000 円
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000 円	380,000 円
		同居老親等	580,000 円	450,000 円
イ. 障害者控除	一般の障がい者		270,000 円	260,000 円
	特別障がい者		400,000 円	300,000 円
	同居特別障がい者		750,000 円	530,000 円
ウ. ひとり親控除 寡婦控除	ひとり親控除		350,000 円	300,000 円
	寡婦控除		270,000 円	260,000 円
エ. 勤労学生控除			270,000 円	260,000 円

※2（特定扶養親族）：扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人

なお、16 歳未満の年少扶養については、所得控除の対象外ではありますが、町県民税の算定時に影響する場合もございますので、忘れずに申告してください。

## ◎基礎控除について

基礎控除は、合計所得金額が 2,400 万円を超える場合は段階的に減額となり、2,500 万円を超える場合は適用されません。

合計所得金額	控除額	
	所得税	町県民税
132 万円以下	95 万円	43 万円
132 万円超 336 万円以下	※88 万円	
336 万円超 489 万円以下	※68 万円	
489 万円超 655 万円以下	※63 万円	
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円	
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円	
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	15 万円
2,500 万円超	0 円	0 円

※令和 7 年・8 年分のみ。令和 9 年分以後は 58 万円となります。